

# 「でんきといっしょ契約」 利用規約

令和5年9月1日 実施

四国電力株式会社

## 「でんきとっしよ契約」利用規約

### 第1条（本規約）

「でんきとっしよ契約」利用規約（以下「本規約」といいます。）は、四国電力株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する料金合算請求サービス「でんきとっしよ契約」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

### 第2条（本サービスの申込みおよび適用）

本サービスの利用を希望される方（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意の上、当社所定の方法により、申込みをしていただきます。

2 本サービスは、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に開始します。

- ① 当社と申込者との間で当社の電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）にもとづき契約する電気の需給契約（以下「需給契約」といいます。）が成立していること。
- ② 四電エナジーサービス株式会社（以下「YES」といいます。）と申込者との間の電化機器リース制度「eライフサポート」（以下「貸借契約」といいます。）の契約が成立していること。
- ③ 当社が認める契約種別（以下「サービス対象プラン」といいます。）の適用を受けていること。

なお、このときにいう「申込者」とは、すべて同一主体であることとし、かつ、需給契約でいう需要場所と貸借契約でいう使用場所は同一の場所であることとします。

### 第3条（本サービスの内容、合算料金の請求方法）

本サービスは、需給条件にもとづきお客さま（前条をすべて満たした申込者を「お客さま」といいます。以下同じ。）が当社に対して支払うべき料金（以下「電気料金」といいます。）とっしよに、貸借契約にもとづきお客さまがYESに対して支払うべき料金（以下「貸借料金」といいます。）を当社に対してお支払いいただくことを内容とします。

2 当社は、お客さまとYESとの間で貸借料金の支払義務が発生した月の翌月分の電気料金の請求とっしよに、貸借料金の金額を合算した金額（以下「合算料金」といいます。）を請求します。

3 電気料金の算定期間が「1月」に満たない場合は、原則、本サービスを利用できません。この場合、電気料金は当社から、貸借料金はYESから、それぞれ請求いたします。

4 お客さまは、当社に対し、需給条件に定める電気料金の支払期日までに、合算料金をお支払いいただきます。

5 本条第1項にかかわらず、貸借契約にもとづいて発生したお客さまの債務のうち、解約

金、解約手数料、工事費などの貸借料金以外の債務については、お客さまは、YES に対して、直接当該債務を履行していただきます。

#### 第4条（お客さまの同意）

お客さまは、合算料金の請求先がお客さま以外の第三者（以下「第三者」といいます。）となる場合には、合算料金の請求がされることとなることその他本契約の内容を説明した上で、本サービスの申込みについて第三者の同意を得ておくものとします（なお、当社は、お客さまが、本サービスの申込みを行ったことをもって、第三者の同意を得ていたものとみなします）。

#### 第5条（支払方法）

合算料金は、電気料金と同一の支払方法によりお支払いいただきます。ただし、支払方法は需給条件に定める方法に限ります。

- 2 電気料金の支払方法を変更された場合には、合算料金の支払方法も同様に変更されます。
- 3 合算料金の分割払いはお受けすることができません。

#### 第6条（本サービスの利用料金）

本サービスの利用料金は、無料です。

#### 第7条（利用期間）

本サービスの利用期間は、貸借契約の契約期間と同一とし、貸借契約が更新された場合には、本サービスの利用期間も自動的に更新されるものとします。

- 2 お客さまと当社との需給契約が終了（消滅）した場合には、本サービスも需給契約の終了と同時に終了します。
- 3 お客さまとYESとの貸借契約が終了（消滅）した場合には、本サービスも貸借契約の終了と同時に終了します。
- 4 お客さまと当社との需給契約において、サービス対象プランの適用が終了した場合には、本サービスもサービス対象プランの終了と同時に終了します。

#### 第8条（本サービスの解除手続き）

お客さまが本サービスの利用解除を希望する場合は、当社所定の方法により、手続きをしていただきます。

- 2 利用期間満了に先立って本サービスを解除した場合は、原則、本サービスを再度利用することはできません。

#### 第9条（本サービスの終了の際の取り扱い）

本契約が終了した場合であっても、本サービスの終了までに生じた貸借料金については、当社は第3条の定めのとおり取り扱うものとし、合算料金のすべての支払いが完了するまでは、本規約の支払いに関する各条項の効力は残存するものとし、ます。

#### 第10条（本サービスの提供停止等）

合算料金の支払いを一部でも遅滞された場合、当社は「需給条件」に基づき、本サービスの提供停止・解約等の措置を講じることがあります。

#### 第11条（免責）

当社は、当社の責めに帰すべき事由によらずに発生した損害については、お客さまに対して損害賠償の責めを負わないものとし、ます。

#### 第12条（権利義務の譲渡の禁止）

お客さまは、本サービスに関する権利・義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

#### 第13条（お客さま等に関する情報の利用）

当社は、当社の定める個人情報保護に関する基本方針に従ってお客さまの個人情報を利用し、ます。

2 当社は、次のお客さまの個人情報について、YESに提供することがあります。

- ① 電気の需給契約その他の当社サービスに関する利用料金の支払状況に関する情報
- ② 電気の需給契約の契約内容に関する情報
- ③ 合算料金の支払状況等、本サービスに関して取得した情報
- ④ その他、前各号に準じる情報であって、本サービスに関連性を有する情報

3 当社は、次のお客さまの個人情報について、YESに提供を求めることがあります。

- ① 貸借契約の契約内容に関する情報
- ② その他、前号に準じる情報であって、本サービスに関連性を有する情報

4 本条第2項および第3項の場合、当社は予めお客さまの同意を得ているものとし、ます。

#### 第14条（需給契約・電気料金その他の取り扱い）

電気の需給契約・電気料金その他の取り扱いについては、当社が別途定める「電気需給条件[低圧]」および「料金条件」によるものとし、ます。

#### 第 15 条（規約の変更）

当社は、予め通知又は当社ホームページに公表する等の方法により、効力発生時期および変更内容を周知して、本規約を変更することができるものとします。

#### 第 16 条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

#### 第 17 条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、高松簡易裁判所または高松地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

##### （実施時期）

本規約は、2023 年 9 月 1 日から実施します。

##### （改定履歴）

2019 年 4 月 19 日 制定

2023 年 9 月 1 日 改定